

## ①まちづくり協議会★★★★

結論に至りませんでした。

(1)「まちづくり協議会」について規定したい。

- 自治基本条例に定めることで、地域自治の後ろ盾となる。
- 「まちづくり協議会を設置することができる」とすれば、地域が希望する場合に「設置」を「選択」でき、地域の多様な課題に対し、希望する取組を行うことができる。

(2)「まちづくり協議会」について規定しないほうがよい。

- 市全域で設置するまでは、自治基本条例でなく、個別条例で定めるべきである。
- すぐにまちづくり協議会が立ち上げられるところと自治組織が確立されていないところなど、地域差がある中で、条例に定めると不平等、不公平とならないか。



グループ  
5

## ②市民活動・自治活動の推進と担い手★★

議論ができませんでした。

「まちづくり協議会」と「住民投票」は、言葉も内容も、特に難しいテーマでしたね・・・



グループ  
6

## 住民投票★★★★

常設型住民投票制度を規定したい。

- 市民同士、市民と行政(市長)、市民と議会の間で意思の相違が起これば常に対話を重ね、合意を得ていく努力を最大限にすることが重要であり、大前提である。
- 市民の市政への参加・参画の権利や、参加と協働の仕組みづくり、市の責務などを自治基本条例にしっかり位置づけることの方が、住民投票条例を規定すること以上に重要である。
- 住民投票制度は、あくまでも対話と審議を尽くした上でも、意思の相違が生じた場合に、民意を問うための手段に過ぎない。
- ただ、最後の砦(伝家の宝刀)として常設型の住民投票条例を市民の権利として持っておきたい。



## 参加者アンケートから

### 《難しかった・・・!》

- 内容が濃すぎて頭がついていけない部分もありましたが、たくさんの方が知れて良かった。
- 今日の内容は、大変難しく、これが正解とは言いにくいものばかりでした。

### 《条項について》

- (まちづくり協議会を)条例に規定することは、大変重要であり、この条例を基本にどう活用していくかが大事である。
- 「住民投票」について、これまでテレビ、新聞でしか目にしていなかったもので、たいへん勉強になりました。

### 《その他》

- 「自治基本条例が誰に向けたものかを考えさせられた。市民か、市長か、議会か、行政か。
- 私の班はとくに、今、自分の抱えている問題に関わる人が多く、意見をまとめることは難しかったのですが、それだけ真剣に考えているということだと思いました。
- 知識、意欲のある市民の方々の意見に長久手の将来の力強さを感じました。
- 条文はなるべくコンパクトで少ないものであってほしい。

## 次回の自治KEN

# 2017. 3. 14(火)

## 19:00～21:30

### 西小校区共生ステーション

これまでの自治KENを踏まえて事務局が作成した骨子案を確認し、意見出しをしていきます。

作成/長久手市市長公室 経営企画課  
発行日/平成29年2月 日  
問合せ/経営企画課 0561-56-0600(直通)



# 自治KEN



## News 07 2017. 2



# 2017. 1. 17(火)

## 19:00～21:35 参加者38名 西小校区共生ステーション

長久手市では、「地域のことを地域で考え地域で実践する」自治の取組が活発になることを目指し、市民と職員が一緒になって、まちづくりの基本的なルールとなる(仮称)自治基本条例の具体的な検討を進めています。

今回は、これまでの自治KENで出された意見の中から、議論が必要な点を確認しながら、考え方を整理しました。そのあと、全体で共有し、補足意見を付け加えていきました。

## プログラム

- 19:00 はじめに
- 19:05 前回のふりかえり
- 19:10 説明・グループ選択
- 19:40 グループワーク  
「ホネグミの肉付け」
- 20:50 休憩
- 20:55 共有・旗挙げトーク
- 21:30 おわりに

# グループワーク「ホネグミの肉付け」

これまでの自治KENで出てきた意見の中で、相反している点(論点)や条例に盛り込むか否か議論していない重要な項目(右表)について確認し、それぞれの考え方を整理しました。

整理した内容を全体で共有したあと、メンバーによる旗挙げトークで、気になる点や補足意見を付け加えていきました。

ほぼOK!

1

2

どうしても気になる点がある!

グループごとのまとめは、赤字の部分が、それぞれの論点の結論です。その結論に至った理由もその下に記載しています。

## 6つの論点の項目

グループ	項目と重要度(★)
1	①市民の定義★ ②市民の権利★★ ③市民の役割と責務★★★★
2	①条例の位置付け★★ ②自治(まちづくり)の基本原則★★★★
3	①市民参加と協働★★★★ ②子どもの参加の権利★★
4	①市(行政)の役割と責務★★★★ ②総合計画★★
5	①まちづくり協議会★★★★ ②市民活動・自治活動の推進と担い手★★
6	住民投票★★★★

### グループ 1

#### ①市民の定義★

居住者、通勤・通学者、市内で活動したり、事業を行う個人、法人、そして外国籍の居住者、すべてを「市民」と定義したい。

- 長久手のまちづくりに関わる人は、すべて市民としてよいのでは。
- 主体的に地域のために行動する人を増やすことを重視すべき!

#### ②市民の権利★★

(1)知る権利 (2)参加する権利 (3)行政サービスを受ける権利 を規定したい。

- 市民の権利が担保されるような条文に!
- 知って・参画して・享受する
- 羅列するとぼやける

#### ③市民の役割と責務★★★★

(1)「まちづくりの推進、担い手としての自覚」「自らの発言と行動に責任を持つ」ことを規定したい。

(2)事業者と、大学・学生の責務は規定しなくてもいいのでは・・・。

- (まちづくりの担い手であるという)自覚は持って欲しい(が、「自覚」という言葉は入れなくても・・・)
- 自覚は、地域の人々の人間性をつむぐ行動。
- 次の世代に、良いまちを残すことを書いておきたい。
- やわらかい表現がよい。

### グループ 2

#### ①条例の位置付け★★

「もっとも重視する条例」としたい。

- 最高規範性をもつ条例として、わかりやすく表現した。
- 市長が変わっても、継続性が担保されたり、政策がブレないようにしたい。

#### ②自治(まちづくり)の基本原則★★★★

(1)情報共有の原則 (2)市民参加の原則 (3)協働の原則  
(4)対等の原則 (5)相互理解の原則 (6)公開性の原則  
を規定したい。

※(4)~(6)は、「市地域協働計画」に定められています。

- 「自分たちのことは、自分たちの力で決めていくため」に必要な原則だと思う。
- 情報共有より、一歩進んだ「情報公開」をしてほしい。行政と市民との間に、対話が生まれるような情報提供をしてほしい。

気になる!

2

「対等」ってどういうこと?

→ 市民と行政、市民同士が対等のパートナーであることです。

### グループ 3

#### ①市民参加と協働★★★★

(1)基本的な考え方(市民参加の保障、市民の活動の尊重、推進)のみを規定したい。

(2)(まちづくりや市政への)参加は強制されないことや不参加による差別を受けないことは、規定しなくていいのでは・・・。

- 条例は、方針として示すものであるため、みんなが納得できてわかりやすい、基本的な考えがあればいいと思う。
- 詳細に規定することで、人によってとらえ方が異なると、つじつまが合わないことがあり得るのでは。

気になる!

2

多様性や参加しない自由を認める「懐が深いコミュニティ」という言葉が自治KENで出ました。その考え方のもと、「参画しない権利」はあってもいいのでは?

#### ②子どもの参加の権利★★

子どもの参加の機会を規定したい。

- 子どもを1人の人間として、子どもに夢を持たせたい!

気になる!

2

子どもの定義(年齢など)は?

→ 「10~20年後に大人になる」子どもを想定しています。

### グループ 4

#### ①市(行政)の役割と責務★★★★

「市長」「職員」に分けて規定したい。

- 市長は、リーダーシップを発揮し、市政を運営する立場。職員は、公正かつ公平に職務を遂行する立場。それぞれの立場が明確に異なる。

#### ②総合計画★★

(1)総合計画の策定について、規定したい。

(2)「基本構想」は(議会の)議決が必要である旨を規定したい。

- 市の将来像を描き、未来を語るために総合計画が必要!
- 長久手市の将来像をえがくために、必要な未来を語るために総合計画が必要!

気になる!

2

基本計画も議決が必要ではないか?

計画づくりに市民参加が必要ではないか?

→ 予算編成は、基本計画に基づいて行うもので、議会の議決が必要であるため、基本計画の議決に変えられると考えています。次期総合計画は、市民参加でつくっていきます!